

9 でん粉に係る経営所得安定対策

(1) 制度の概要

○ でん粉については、価格調整制度の下、コーンスターチ用輸入とうもろこしを原料として製造されるコーンスターチ等と国内産いもでん粉との内外コスト格差を是正するため、

- ① コーンスターチ用輸入とうもろこし等から調整金を徴収するとともに、
- ② これを主な財源として、生産者及び製造事業者に対し、生産・製造経費と製品の販売価格との差額相当分の

交付金を交付する政策支援を実施している。

○ 原料作物の取引価格(販売価格のうち、生産者の取り分)は、生産者と製造事業者との事前の取り決めに基づき、当事者間で決めた比率によって、製品の販売価格を分配する方式(収入分配方式)により形成。

